

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
1	学研企画課	「広報きづがわ」等配布委託業務	広報きづがわの配布業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
2	総務課	木津川市役所宿日直業務	市役所本庁舎宿日直業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
3	総務課	木津川市加茂支所周辺美化業務	加茂支所庁舎の樹木等管理及び清掃業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
4	総務課	加茂駅前第1・第2・東口駐車場管理運営等業務	加茂駅前駐車場の管理運営等の業務委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
5	総務課	自転車駐車場清掃業務	木津川市自転車駐車場の清掃業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
6	総務課	放置自転車等対策事業委託業務	木津川市放置自転車等の対策事業の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
7	総務課	木津川市役所本庁舎周辺除草業務	木津川市役所本庁舎周辺の除草業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
8	危機管理課	木津南交番周辺除草作業委託業務	木津南交番周辺の除草作業の委託 (年2回刈)	第2四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
9	人権推進課	木津川市女性センター・木津川市相楽老人福祉センター清掃業務	市公共施設である女性センター・相楽老人福祉センターの清掃業務委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
10	まち美化推進課	市営墓地「思いでの丘霊園」管理及び清掃業務委託	市営墓地「思いでの丘霊園」管理及び清掃業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
11	まち美化推進課	指定ごみ袋保管・配送業務委託	指定ごみ袋保管・配送業務の委託	第1四半期	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設で市内に所在する団体であること	「第3号」
12	高齢介護課	山城老人福祉センターの受付業務委託	山城老人福祉センターにおける受付案内及び清掃業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
13	高齢介護課	基準緩和型訪問サービスA業務委託	きづがわふれあい支援員による訪問型サービスA（生活援助）委託業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
14	管理課	加茂地区市道清掃等維持管理作業	路面清掃・伐根除草・中低木寄植剪定・塵芥収集業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
15	管理課	不動北線等維持管理作業	路面清掃・伐根除草・中低木寄植剪定・塵芥収集業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
16	管理課	相楽台地区剪定及び除草作業	剪定・除草業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
17	管理課	やすらぎ公園他公園維持管理作業	除草・清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
18	管理課	木馬公園他公園維持管理作業	除草・清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
19	管理課	駅東公園他公園維持管理作業	除草・清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
20	学校教育課	通学児童見守り業務	木津小学校、相楽小学校児童の登下校時における見守り業務の委託（4か所：午前7時30分～8時30分）	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
21	学校教育課	小中学校除草及び剪定業務（加茂地域）	加茂町地域の小中学校敷地内における除草及び剪定業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
22	学校教育課	小中学校除草及び剪定業務（山城地域）	山城町地域の小中学校敷地内における除草及び剪定業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
23	学校教育課	木津学校給食センター屋内清掃業務	屋内の清掃業務 1名 給食実施期間 基本1日4時間 週4日	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
24	学校教育課	木津学校給食センター植木剪定及び除草作業	敷地内樹木の剪定及び除草作業 5名 年1回	第2四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
25	学校教育課	山城学校給食センター屋内清掃業務	屋内の清掃業務 1名 給食実施期間 基本1日3時間 週1日	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
26	学校教育課	加茂学校給食センター清掃及び剪定作業	屋内及び屋外の清掃業務 1名 基本1日3時間 週2日 剪定業務 年1回 2人	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
27	社会教育課	北別館夜間・休日管理業務	庁舎北別館の夜間・休日の管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
28	社会教育課	東部交流会館夜間管理業務	東部交流会館の夜間管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
29	社会教育課	南加茂台公民館夜間・休日管理業務	南加茂台公民館の夜間・休日管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
30	社会教育課	公民館（南加茂台・瓶原）除草及び樹木管理業務	公民館（南加茂台・瓶原）除草及び樹木管理業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
31	社会教育課	加茂青少年山の家周辺環境営繕業務	加茂青少年山の家周辺環境営繕業務の委託	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
32	社会教育課	市内社会体育施設等の清掃等業務	市内社会体育施設等の清掃等業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
33	社会教育課	中央体育館内の清掃業務	中央体育館内の清掃業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
34	社会教育課	中央体育館等夜間等管理業務	中央体育館等夜間等管理業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
35	社会教育課	学校プール開放運営業務	学校プール開放運営業務	第2四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
36	社会教育課	中央図書館日常清掃業務	図書館の日常清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
37	社会教育課	図書配送業務	市立図書館間図書配送業務	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
38	社会教育課	山城図書館日常清掃業務	図書館の日常清掃	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
39	文化財保護課	木津地域史跡等除草業務	年2回除草	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」
40	文化財保護課	山城地域史跡等除草業務	年2回除草	第1四半期	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」

別記様式第1号（第3条関係）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和元年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和元年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
41	下水道課	加茂浄化センター樹木剪定業務	加茂浄化センター敷地内における樹木剪定業務	第3四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。	「第3号」